

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 改正の考え方

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例について所要の整理を行う。

○「地方自治法」の一部改正概要（R5.5.8公布、R6.4.1施行）

- ・地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度において、原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能とする。（第243条の2～第243条の2の6を新設）
- ・会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給を可能とする。（第203条の2第4項の改正）

2 改正の内容

○改正対象となる条例について、地方自治法の改正条項を引用等する条項の整理および改正を実施

<引用条項>

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定）

法第243条の2 ⇒ 法第243条の2の7

（職員の賠償責任に関する規定）

法第243条の2の2 ⇒ 法第243条の2の8

<改正対象となる条例：6件>

- ・福井県病院事業の設置等に関する条例
- ・福井県公営企業の設置等に関する条例
- ・昭和天皇の崩御に伴う福井県職員等の懲戒免除および福井県職員等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- ・福井県職員の育児休業等に関する条例
- ・福井県流域下水道事業の設置等に関する条例
- ・福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

3 施行期日

令和6年4月1日